

静岡県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法施行規則第 140 条の 47 の 2 に基づき、介護保険法第 115 条の 35 第 3 項に規定する介護サービス情報の調査（以下「調査」という。）について、対象となる事業所に関する指針を示し、適切な制度運営の確保に資することを目的とする。

2 調査方針

県知事が必要と認める場合に調査を実施するものとする。

3 調査対象となる事業所の条件

次の条件に該当する事業所について調査を実施するものとする。

- (1) 報告内容に虚偽が疑われる場合
- (2) 公表内容について利用者等から通報があった場合
- (3) その他、調査が必要と認められる場合

4 調査方法及び調査項目

調査を実施する場合は、効率的に実施するため、次の点に留意するものとする。

- (1) 調査は実地指導と同時に実施するなど、必要最小限の訪問となるよう計画する。
- (2) 調査項目は、調査が必要と判断した理由等を考慮し、必要な項目を選定して実施する。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。